

平成19年4月23日
事務連絡

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課

改正法施行の前後における
建築確認と工事着工に係る規定の適用関係について

建築行政の推進については、日頃よりご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、ご承知のとおり、平成19年6月20日から「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第92号）が施行されることとなっております。

今回の改正においては、構造計算適合性判定制度の導入や階数が3以上の共同住宅に対する中間検査の義務付けなど大幅な改正事項が措置されているところですが、施行期日や経過措置など改正法令の適用関係について多くの照会を受けていることを踏まえ、別紙のとおり、改正法施行の前後における建築確認と工事着工に係る規定の適用関係を整理したので、参考にして下さい。

また、貴管下の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対して、この旨周知して下さい。

なお、国土交通省においては、平成19年度におきましても建築基準法第77条の31第1項に基づく検査を抜き打ち形式で行う予定であり、改正法施行前後における確認検査業務が適正に行われているかどうかについては、特に重点的に検査する予定であることを申し添えます。

担当：建築指導課 代表 03-5253-8111
企画係 山口（内線：39-538）
建築安全調査室 小林（内線：39-565）